



2007年6月28日 第2007-53号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

規制改革会議「意見書」について内閣府に申し入れ

JAMは、内閣府に対し27日午後、規制改革会議再チャレンジワーキンググループ労働タスクフォースが発表した「意見書」について申し入れを実施し、内閣府としての見解を質しました。

この申し入れには、JAMから河野副会長・大山書記長・小山副書記長など6人と、津田やたろう参議院議員と渡辺卓也政策秘書が参加。内閣府からは規制改革推進室の萬谷企画官・豊蔵参事官補佐ら三人が対応しました。

ワークルールの破壊と労働者保護の否定
『脱格差と活力をもたらす労働市場へ～労働法制の抜本の見直しを～』と題する問題の意見書には、「労働者の地位を脆弱なものとする元凶は、労働者保護の色彩が強い現在の労働法制であり」「自由で開かれた市場とすることこそが、格差の是正と労働者の保護を可能とし、同時に企業活動をも活性化する」など独善的かつ一方的な見解が示されています。これは、ワークルールの徹底破壊と労働者保護の全面否定ともいえる言語道断な内容です。(詳細は政策ニュース2007-47号参照)



「意見書」は政府の方針ではない？
申し入れでは、特に次の3項目について、内閣府の見解を求めました。

内閣府として規制改革会議の意見書に対する対応を明らかにすること。

最低賃金、解雇権濫用法理の見直し、労働者派遣法の見直し、労働政策の立案など四つの事項についての見解を明らかにすること。

規制改革会議の意見書に責任のある委員を解任すること。

内閣府側は、については、タスクフォースが議論の出発点として考えをまとめたもので政府の方針ではない、の四つの項目については、今後論議を深めていくもの、では三年の任期があるなどと答弁しています。

引き続き強力な行動展開を

JAMは、憲法と労働法を否定し国の方針とも違う「意見書」が、政府の公的機関から国民に対して出てくるのが重大な問題だとして、規制改革会議の委員に公開質問状を送って追及することなど、継続的な行動展開を検討しています。

申し入れ書の全文は添付資料参照